

(別紙 2 の 2)

評価調査員養成等研修の実施について

外部評価の評価機関の評価調査員が受講することとしている研修については次のとおりであるので、各都道府県におかれては、これに基づき研修を実施するとともに、管内の評価機関に対し周知されたい。

1 実施主体

評価調査員養成研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事が指定した者（以下「指定研修機関」という。）とする。

2 対象者

(1) 評価調査員養成研修

外部評価を実施する評価機関に属する者(予定を含む。)であって、今後評価調査員として従事しようとするもの。

(2) フォローアップ研修

外部評価を実施する評価機関に属する者であって、現に評価調査員として従事しているもの。

3 研修科目及び研修時間数等

評価調査員養成研修及びフォローアップ研修に係る研修科目及び研修時間数等については別添のとおりとする。

4 名簿の取扱いについて

都道府県知事又は指定研修機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

5 指定研修機関の指定に係る留意事項

(1) 指定研修機関の指定に係る要件

指定研修機関の指定を行うに当たっては、以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① 評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると都道府県知事が認める場合には、この限りではない。
- ② 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。
- ③ 会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。

- ④ 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。
- (2) 指定研修機関に係る要件
- 指定研修機関は、以下について適切に行われなければならない。
- ① 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
- ・ 研修事業の名称
 - ・ 実施場所
 - ・ 研修期間
 - ・ 研修課程
 - ・ 講師氏名
 - ・ 研修修了の認定方法
 - ・ 受講資格
 - ・ 受講手続き
 - ・ 受講料 等
- ② 研修の受講状況等を把握し、保存すること。
- ③ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- ④ 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。

(別添)

1 評価調査員養成研修（標準カリキュラム）

講義	内容	時間
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	① 地域での高齢者の暮らし ② 認知症をもたらす病気 ③ 認知症の人の特徴とたどる経過 ④ これからの高齢者及び認知症の人の介護	講義 100分 演習 20分
小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の基本理解	① 歴史 ② 特徴と役割 ③ 制度の理解 ④ 現状と課題	講義 180分 演習 60分
サービス評価の必要性和目的	① サービス評価の目的 ② サービス評価の位置付け ③ サービスの質の確認	講義 90分 演習 30分
サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め方 ② 評価項目の内容と理解 ③ 訪問調査の具体的な手法	講義 200分 演習 40分
訪問調査実習	① 実地訪問調査 ② 調査報告書記入演習	訪問 330分 演習 150分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	① 調査方法について ② 評価項目の理解について ③ 報告書記入方法について	講義 150分 演習 180分
研修のまとめ	研修修了後レポート作成	30分
計		1560分

2 フォローアップ研修（標準カリキュラム）

講義	内容	時間
外部評価制度の改正について	① 平成21年度の外部評価制度の改正について ② 介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30分
評価項目の内容、理解	① 評価項目の改定について ② 評価項目の内容	講義 90分
評価調査員の力量向上に向けて	① 事業所との対話方法（ヒアリング演習） ② 外部評価票の記入方法（記述演習）	演習 90分
研修のまとめ	筆記試験	30分
計		330分